

国民健康保険の脱退手続きを郵送で行う方は、次の事項をよく読み、了承のうえ手続きをしてください。

【国民健康保険の脱退について】

- ・書類が市役所国保年金課に届いた翌月の中旬くらいに保険料の変更通知書を送付します。
(保険料に変更がない場合は送付しません)
- ・保険料の変更通知書が届くまでの間に納期が到来する保険料については一旦お支払いをお願いします。
また、口座振替の方は書類を送付いただいた後に振替する場合があります。
- ・保険料の変更には時効があり、手続きが遅れると保険料を変更できない場合があります。
- ・保険料の変更をした結果、保険料が払い過ぎとなる場合は後日還付をします。
- ・社会保険加入後に国民健康保険証を使用して医療機関等を受診されている方については、
医療費をお返しいただく場合があります。
- ・保険料を変更してもなお保険料に未納がある場合は来庁いただく必要があります。

未納の保険料を一括でお支払いいただける方については、納付書を送付します

納付書の送付を希望されますか はい いいえ

※納期が過ぎている保険料については延滞金等が発生します